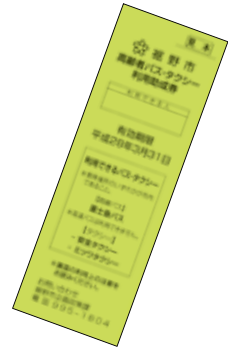


高齢者のバス・タクシーの利用を助成

すその一の運行区域外に住んでいる方が対象

すその一の運行区域外に住んでいる高齢者の方に、市内を運行する路線バスとタクシーで利用できる利用助成券を交付します。助成券の交付を希望する高齢者の方は、企画政策課で申請してください。

企画政策課
☎995-1804



すその一の運行区域外に住んでいる方が対象

市に住民登録があり、次の対象地区に住んでいて、昭和20年4月1日までに生まれた方

対象地区

公文名5区	峰下市の瀬	切久保区
上原区	上原団地区	原区
上須区	深良新田区	岩波区
千福区	御宿新田区	上城区
中村区	下条区	中里区
田場沢区	森脇団地区	上ヶ田区
金沢区	今里区	下和田区
呼子区	矢崎区	トヨタ区
御宿台区	千福が丘区	須山地区全域

1回の乗車で100円を助成

助成額／1回の乗車につき100円

助成券の交付枚数／同一年度1人につき10枚

有効期限／平成28年3月31日

※交付を受けた年度の3月31日まで

利用方法／現金で運賃を払うときに、乗務員に本人確認のできるものを提示し、助成券を提出してください。現金以外で運賃を支払う場合は、助成券の利用ができません。ほかの助成券、クーポン券などとの併用はできません。

そのほか／他人（家族・親族を含む）への譲渡、換金はできません。

利用は市内を運行するバスかタクシーで

助成券は、市内を運行する次の事業者の路線バスまたはタクシーで、乗降場所のどちらかが市内の場合に利用することができます。

【路線バス】 富士急バス ※高速バスは利用不可

【タクシー】 安全タクシー、ミツワタクシー

企画政策課で交付申請を

助成券の交付を希望する方は、市役所3階企画政策課で所定の申請書に必要事項を記入し、提出してください。

持ち物／本人確認ができるもの

※代理の方が申請する場合は、対象者と代理の方の本人確認ができるものを提示してください。

5/19～5/21は支所で受付

助成券の交付申請は、次の日程で各支所でも受け付けます。本人確認ができるものをお持ちの上、申請してください。

と き	ところ
5月19日(火) 9:00～12:00	須山支所
5月20日(水) 9:00～12:00	深良支所
5月21日(木) 9:00～12:00	富岡支所

◆本人確認ができるものとは

【1つでよいもの】

- 顔写真付き住民基本台帳カード
- パスポート
- 自動車運転免許証など官公庁が交付した顔写真付きの証明書・免許証

【2つ必要なもの】

- 健康保険などの被保険者証
- 年金手帳など

